

「死因究明等推進計画検討会最終報告書」に対する意見

2014年（平成26年）5月2日

日本弁護士連合会

当連合会は、2013年4月19日付け「死因究明推進を目的とした検案・解剖等の制度確立に関する提言」及び同年6月27日付け「死因究明等推進計画検討会中間報告書に対する会長声明」を公表したが、最終報告書は、死因究明等推進法の趣旨に照らし、極めて不十分である。

推進法の定める重点的施策のうち「死因究明を行う専門的な機関の全国的な整備」及び「死体の検案及び解剖の実施体制の充実」は最重要課題である。

しかし、最終報告書は、政府が関係府省庁間の施策の管理・調整等を行う体制を構築し、地方公共団体に対し、関係機関・団体等が協議する場の設置を求めるとともに、専門的な機関として、地方の既存の体制を活用して、専門的機能を有する体制の整備に向けて努力するよう求めるとするのみである。これでは、「死因究明を行う専門的な機関の全国的な整備」とは言えず、推進法の趣旨・目的を没却している。直ちに専門的な機関の全国的な整備ができないとしても、これに近い将来の目標として推進計画に明示すべきであり、少なくとも、推進計画には、政府が「専門的な機関の全国的な整備等を目的として、関係府省庁間の施策の管理調整を行う体制を構築する」と明記すべきである。

「解剖の実施体制の充実」に関しても、政府は、地方に対し、必要な解剖数に応じた解剖の受入体制の検討が進められるよう求めるとしているが、全く実効性がない。死因究明機関の設立により、死因究明制度を抜本的に改革しない限り、解剖の受入体制を整備することはできない。

遺族への情報開示についても、最終報告書では、遺族の気持ちに応えられるよう努めるとするのみであるが、司法解剖の結果に対する遺族の情報アクセス権を保障すべきである。

死者の尊厳及び遺族の権利を保障し、犯罪死の見逃しや公衆衛生の向上（事故拡大の防止など）を図り、国民が等しく死因究明制度の利益を享受することができるようにするため、死因究明制度の充実は重要な国政上の課題である。

政府において、専門的な機関の全国的な整備を図るべく死因究明制度の抜本的改善のための検討を続け、死因究明を行う中立的・専門的第三者機関の全国的な整備について具体的な計画を早急に策定すべきである。